

令和 4 (2022) 年度臨床研修病院の募集定員の算定方法について

1 概要

国が定める都道府県ごとの上限の範囲内で、県が設定することとなっている臨床研修病院の募集定員について、令和 4 年度分の算定方法を定めるもの。

2 これまでの経緯及び今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 11 月 25 日 岡山県臨床研修連絡協議会（県内臨床研修病院出席）で協議

（主な意見）

- ・ 県内の医育機関が、中四国地方に多くの医師を派遣し、中四国の地域医療を支えている状況を踏まえ、都道府県別定員上限の緩和について県から国へ強く働きかけをお願いしたい。
- ・ 提示された計算式では、按分による小数点以下のわずかな差で結果が大きく変わる。また、定員が減ると、その後増えない方法であり問題がある。
- ・ 市中病院では、大学病院のたすき掛けの研修医も受け入れているが、定員の算定に反映されていない。
- ・ 学生達本人の希望が入らないことが一番の問題である。岡山県の研修医が減る、岡山県が敬遠されることにつながりやすい部分であり、それを反映する仕組みを考えた方がよい。

12 月 14 日 県の募集定員上限を 194 とした国からの通知（資料 1 - 2）

→ 激変緩和措置として R2 年度採用実績数が保障されたもの

12 月 22 日 国が定めた募集定員上限を踏まえ、臨床研修病院に書面で意見照会

→ 提出された意見及び県の考え方は資料 1 - 3 のとおり

令和 3 年 1 月 22 日 国に対して定員上限の追加の要望（資料 1 - 4）

2 月 18 日 県医療対策協議会（本日）

4 月上旬 各臨床研修病院の令和 3 年度採用実績の確認
自治医科大学卒業医師の受入調整

4 月 15 日 各臨床研修病院の募集定員の決定
県医療対策協議会へ報告

3 令和4年度臨床研修病院の募集定員の算定方法（案）

（1）基礎研究医プログラム以外の募集定員

令和4年度臨床研修病院の募集定員（基礎研究医プログラムに係る募集定員除く。以下この項目において同じ。）の算定方法は、次のとおりとする（試算結果は資料1-5のとおり）。なお、令和5年度以降に係る算定方法については、改めて検討する。

- ① 国が定める県の募集定員上限から、自治医科大学卒業医師（以下「自治医師」という。）に係る定員を除いた募集定員を、前年度から過去5年における各病院の採用実績平均（自治医師除く）とマッチ実績平均で按分する。
- ② ①の結果をベースとして、県の臨床研修医確保に係る必要な調整を行う。
- ③ ②の結果、各病院の募集定員の合計が、県の募集定員上限に達しない場合、その差分を、各病院の前年度の採用実績（自治医師除く）又はマッチ実績のいずれか多い方の数に対する募集定員の不足状況に応じ、最大平均法により各病院（②の結果、募集定員が2以下となる病院除く）に配分する。
- ④ 自治医師を受け入れる病院は、当該受入人数を別途加算する。
- ⑤ 募集定員が1の病院は、1を加算する。（県上限の枠外）

（2）基礎研究医プログラムの募集定員

国が定める病院ごとの募集定員とする。